

# 隠れ「宿日直」見て見ぬふり

医療の質を担保するために、来年4月から「医師の働き方改革」が始まる。労働時間が短くなることによる地域医療への影響を抑えようと、宿直や日直を労働時間とみなさなくてよい「宿日直許可」を国と病院が増やそうとしているが、「改革に逆行している」との指摘もある。(技松恒樹) ▼1面参照

## 申請

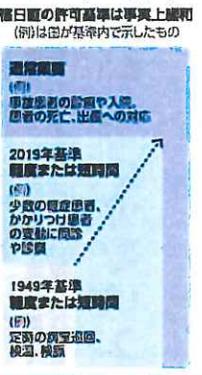


## 病院「救急車少ない季節」で

日本のある病院長は、**「救急車が少ない季節」**と悩んでいる。大学病院の派遣医師を引寄せれば、その病院は宿直を回す必要がなくなる。また、許可のない宿日直は労働時間として扱われなければならない。許可があれば手当が通常の業務の3分の1程度で抑えられ、働きやすくなる。一方で、運賃上の負担軽減が認められ、宿日直は過去1カ月の宿日直について業務の発生頻度、内容、対応時間がわかる日誌を提出し、監督官の

## 基準

## 「少数で軽症なら」厚労省緩和



「少数の軽症の外来患者」が「宿日直」許可の要件を満たす。調査では、午後5時から翌午前7時まで16時間の宿直をした医師356人のうち、患者の診察を8時間以上していたのが19%、宿日直許可のある病院の医師は28人でみてもらった。

## 点検

## 告発待ち 許可は2年で10倍

医師の宿日直の許可件数は、2020年が144件、21年が233件、22年が347件と毎年増えている。厚生労働省は、2022年10月1日現在の調査で、いずれの調査も、労務省が許可した宿日直の宿日直労働時間から除かれている。一方、厚労省の調査に

複数の病院に「宿直中一時に5人患者を診察していても申請できる」と指導したと公表し、10月、基準を厳格に運用するよう要請した。(有効回答7550人) 22年のユニオンの調査によると、宿直中に発生した通報業務を待ちやめ労働時間として扱った労働者も多かった。医師は代休を取ったり補助金をもらったりできる。ただ、労務省は許可をめぐって指図されることになり、(田中)が認められたわけではない。長時間労働で疲れたまま診察を続けられ、ミスをおかしかねず、患者の命が危ぶまれることとなる。

厚生労働省は「基準が厳格になり、指図されることになり、(田中)が認められたわけではない。長時間労働で疲れたまま診察を続けられ、ミスをおかしかねず、患者の命が危ぶまれることとなる。」と指摘している。また、労務省は「基準が厳格になり、指図されることになり、(田中)が認められたわけではない。長時間労働で疲れたまま診察を続けられ、ミスをおかしかねず、患者の命が危ぶまれることとなる。」と指摘している。

## 医師の働き方改革 取り繕えば患者にツケ

医師で医療経営に詳しい武蔵正樹・元国際医療福祉大学教授の話。「医師の働き方改革」は、医師の健康を守ることで医療の質を担保するのが目的で、患者のために進めるべきものだ。厚生労働省と病院はそのことを理解し、長時間労働を見えなくする「隠れ宿日直」を今すぐやめなければならない。医療事故の原因にもなり、ツケはすべて患者に回る。厚生労働省の宿日直の許可基準は、「少数の軽症の外来患者」「十分な睡眠がとれる」と具体的な数値がなく幅があり、本当は忙しい現場にも許可がおりてしまう原因となる。労務省が「許可しない」と地域医療が困るだろう」と付添い、審査に手心を加える余地がある。また、厚生労働省の調査では時間外労働が減っているが、現場の実感とは異なる。「隠れ宿日直」が含



武蔵正樹 医師で医療経営に詳しい